

第 5 章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

「環境影響評価法」第3条の6の規程に基づき、令和2年8月12日付けをもって経済産業大臣へ送付した配慮書についての経済産業大臣の意見は次のとおりである。

経済産業省

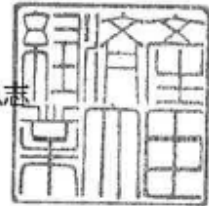
20200812保第18号

令和2年10月28日

日本風力エネルギー株式会社

代表取締役 ニティン・アプテ 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



日本風力エネルギー株式会社「(仮称)宮城西部風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年8月12日付けをもって送付のあった「(仮称)宮城西部風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 宮城県は、環境省の委託事業である「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」により、関係者間で協議しながら環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価したゾーニングを行い、『「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の策定について』（平成30年5月宮城県。以下「ゾーニングマップ」という。）を公表しており、その中でゾーニングエリアとして、「保護優先・地形障害エリア（関係法令や地形的要因の制約が強く、保護を優先すべき又は立地困難なエリア）」、「配慮・調整エリア（立地にあたって、関係法令や社会的な配慮・調整が必要なエリア）」及び「導入可能性エリア（一定程度の面積が確保されており、導入可能性を有しているエリア）」が示されており、本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の大部分には、宮城県のゾーニングマップにおける「保護優先・地形障害エリア」が存在している。このため、同県のゾーニングエリアの区分の根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、同県等の関係機関と調整を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減すること。

イ 想定区域の一部は、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業との累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等

に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されているほか、サシバ、ノスリ等の渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回、第3回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定されている「ウトウ沼の湿原植生」、「ウド沼の沼沢植物群落」、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への

影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境等への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「陶芸の里周遊ルート（ジャパンエコトラック）」、「鳴子温泉－田代－旭コース（ふるさと緑の道）」が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は第5.2-1表のとおりである。

第5.2-1表(1) 配慮書について述べられた経産大臣意見についての事業者見解

経産大臣意見の内容	事業者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 対象事業実施区域等の設定</p> <p>ア 宮城県は、環境省の委託事業である「風力発電に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」により、関係者間で協議しながら環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価したゾーニングを行い、『「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の策定について』（平成30年5月宮城県。以下「ゾーニングマップ」という。）を公表しており、その中でゾーニングエリアとして、「保護優先・地形障害エリア（関係法令や地形的要因の制約が強く、保護を優先すべき又は立地困難なエリア）」、「配慮・調整エリア（立地にあたって関係法令や社会的な配慮・調整が必要なエリア）」及び「導入可能性エリア（一定程度の面積が確保されており、導入可能性を有しているエリア）」が示されており、本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の大部分には、宮城県のゾーニングマップにおける「保護優先・地形障害エリア」が存在している。このため、同県のゾーニングエリアの区分の根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、同県等の関係機関と調整を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ（平成30年5月、宮城県）の区分の根拠を確認した上で、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域について宮城県と協議を行い、事業実施区域として絞り込みした検討経緯を明確にし、環境影響と環境影響を回避又は十分に低減する方法及びその根拠を方法書に記載しました。</p>
<p>イ 想定区域の一部は、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。</p>	<p>対象事業実施区域の一部が（仮称）宮城山形北部風力発電事業の想定区域と重複していることから、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、その結果を踏まえ、事業計画に係る調整等を行い、適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施いたします。</p>
<p>ウ 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。</p>	<p>対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映いたしました。</p>

第5. 2-1表(2) 配慮書について述べられた経産大臣意見についての事業者見解

経産大臣意見の内容	事業者の見解
<p>(2) 累積的な影響</p> <p>想定区域の周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業との累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討いたします。</p>
<p>(3) 事業計画の見直し</p> <p>上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを検討いたします。</p>
<p>(4) 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討いたします。</p>
<p>2. 各論</p> <p>(1) 鳥類に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動物種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されているほか、サシバ、ノスリ等の渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の障害等による重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>当該地域において国内希少野生動物種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されていること、サシバ、ノスリ等の渡り経路となっている可能性があること等の認識を持って、専門家等からの助言を踏まえて適切な調査、予測及び評価を実施いたします。また、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講じ、鳥類への影響を回避又は極力低減することを検討いたします。</p>

第5. 2-1表(3) 配慮書について述べられた経産大臣意見についての事業者見解

経産大臣意見の内容	事業者の見解
<p>(2) 植物及び生態系に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回、第3回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定されている「ウトウ沼の湿原植生」、「ウド沼の沼沢植物群落」、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。</p>	<p>特定植物群落に選定されている「ウド沼の沼沢植物群落」については、その集水域を含めて可能な限り隔離し、事業実施想定区域から除外することとしました。また、「ウトウ沼の湿原植生」については、直接改変は行わない事業計画を検討いたします。</p> <p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を把握した上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を利活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減することを検討いたします。</p>
<p>(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境等への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>土砂流出防備保安林及び砂防指定地については、風力発電設備等の配置等から除外いたしました。</p> <p>また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境等への影響については、水質（水の濁り）、動物、植物及び生態系を環境影響評価の項目に選定し、調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減することを検討いたします。</p>
<p>(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、「陶芸の里周遊ルート（ジャパンエコトラック）」、「鳴子温泉一田代一旭コース（ふるさと緑の道）」が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺には、「陶芸の里周遊ルート（ジャパンエコトラック）」、「鳴子温泉一田代一旭コース（ふるさと緑の道）」が存在していることから、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、調査、予測及び評価を行います。</p> <p>調査に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減を風力発電設備等の配置等を含め検討いたします。</p> <p>また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえ検討いたします。</p>
<p>以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。</p>	<p>以上の検討の経緯及び内容につきましては、方法書以降の図書に適切に記載いたします。</p>